

スマホ決済がさらに便利に！ 4月からau PAYとd払いが利用可能

- ☎国民健康保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）
= 国保医療課（☎983-2962）
- ▶介護保険料（普通徴収）= 高齢介護課（☎983-1328）
 - ▶住宅使用料（市営・改良）と駐車場使用料= 住宅管理課（☎983-5767）
 - ▶上下水道料金= 経営課（☎983-5216）
 - ▶市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
= 税務課（☎983-2481）



詳しくは、各公金担当課
にお問い合わせていただく
か、市ホームページ（上記
のQRコード）からアクセス
可）をご覧ください。

公金（保険料、上下水道料金、市税など）のスマホ決済アプリによる納付が、PayPay、LINE Payに加え、令和6年4月からau PAYとd払いでも可能になります。公金の納付書に記載されているバーコードをスマホのカメラで読み取り、電子マネーで決済を行うことができます。なお、バーコードがないものや、納期限を過ぎた納付書は利用できません。

市税等の納付は 便利な口座振替のご利用を

国民健康保険料（第9期分）の納期限は2月29日（木）です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付をお願いします。口座振替をご希望の方は、引き落としを希望する月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関に依頼書がない場合は）や市役所へ提出してください。

国民健康保険料（第9期分）の納期限は2月29日（木）です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付をお願いします。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

地方税統一QRコード（eLQR）が印刷された市・府民税（普通徴収）や固定資産税の督促状は、市役所や全国の金融機関窓口、コンビニ、スマホ決済、地方税お支払サイトで納付することができます。

■地方税の納付がさらに便利に

織する広域連合「京都市方税機構」に徴収事務を移管します。

住宅のバリアフリー改修工事で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を、1戸あたり100㎡を限度に3分の1減額します。

■減額の要件

- 新築した日から10年以上経過し、次の①～③のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下）であること
- ①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）
- ②申請時点で要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③申請時点で障がいのある人

■対象となる改修工事

- 次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの
- ①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り

付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

■申請手続

改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを証明する書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係（☎983-2480）

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知を破棄されている場合はハローワークでご相談ください。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の 保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知

■その他の失業者の保険料減免 退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

確定できます。■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知

一部負担金の減免等 国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見書により最大6カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

医療費のお知らせを発送します

■医療費通知の発送時期

発送月	6月	9月	12月	2月
診療月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月

国民健康保険加入者の皆さんにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を年4回送付しています。10月～12月診療分は、2月下旬に発送しますので、ご確認ください。

※左表の診療月は「医療費のお知らせ」を発行した時点で、医療機関等より請求を受けた分の情報を元に作成しています。請求が遅れた場合は、この限りではありません。※発行日以降に資格等の変更があった場合、修正の通知は発行していません。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）